

教育民生常任委員会

令和2年9月17日（木）

教育民生常任委員会

定例会名 令和2年第3回定例会
招集日時 令和2年9月17日(木) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委員 長	守屋 常雄
副委員 長	遠藤 憲子
委員	石原 幸雄
〃	杉森 弘之
〃	秋山 泉
〃	池辺 己実夫
〃	甲斐 徳之助

欠席委員 なし

出席説明員

副市長	滝本 昌司
教育長	染谷 郁夫
保健福祉部長	内藤 雪枝
教育部長	川井 聡
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉田 茂男
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大里 明子
学校教育課長	川真田 英行
指導課長	豊嶋 正臣
文化芸術課長	糸賀 珠絵
スポーツ推進課長	高橋 頼輝
中央図書館長	大和田 伸一
保健福祉部次長	飯野 喜行
こども家庭課長	結束 千恵子
保育課長	橋本 早苗
高齢福祉課長	川真田 智子
健康づくり推進課長	渡辺 恭子

議会議務局出席者

書	記	山	越	義	弘
書	記	田	上	洋	子

令和2年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育民生常任委員会

- | | |
|---------|--|
| 議案第 73号 | 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第 74号 | 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第 76号 | 工事請負契約の締結について |
| 意見書案第7号 | 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について |

午前9時56分開会

○守屋委員長 おはようございます。

ちょっと時間前でございますけれども、ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件の審査は分割して行います。

まず教育委員会所管の案件について審査を行います。

教育委員会所管の案件審査に説明員として出席した者は、副市長、教育長、教育部長、教育委員会次長兼教育企画課長、教育委員会次長兼生涯学習課長、学校教育課長、指導課長、文化芸術課長、スポーツ推進課長、中央図書館長であります。

書記として山越君、田上君が出席しております。

本委員会に付託されました教育委員会所管の案件は

議案第 73号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

意見書案第7号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、所属を述べた後に、議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第73号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第73号について、提案者の説明を求めます。教育委員会事業兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 おはようございます。

教育企画課吉田でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第73号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育企画課所管の内容につきまして、御説明いたします。

14、15ページを御覧ください。

一番下の表になります。

款10教育費項5社会教育費目1社会教育総務費0138学校臨時休業による民間児童クラブ利用者の負担を軽減する、の事業でございますが、4月以降の学校臨時休業となりました期間において、市内の民間の児童クラブが平日午前中から開所した部分の運営に係る経費を6月の補正で補助をさせていただきました。それに15万7,000円の追加補正をさせていただくものでございます。6月補正の時点では、臨時休業を5月末までとして積算をしておりましたが、実際には6月5日まで臨時休業となりましたので、5日間分の補助対象期間の延長に対応するものでございます。

続きまして16ページ、17ページになります。

一番上の表の続きになります。

0139 児童クラブで新型コロナウイルス対策を実施する、の事業の1, 539万8, 000円は、児童クラブの運営におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした消毒液や手洗い石けん等の消耗品及び空気清浄機等の備品等を購入するものでございます。なお、この事業経費は全額国からの交付金で賄えておりまして、歳入予算として8ページと9ページになりますが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の児童クラブ分で1, 400万円、それから子ども子育て交付金の特例措置分として139万8, 000円、全額国からの交付金ということでございます。

以上でございます。

○守屋委員長 教育委員会事業兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 おはようございます。

生涯学習課大里です。よろしくお願いたします。

続きまして生涯学習課所管の補正予算について御説明させていただきます。

4事業でございます。

補正予算書12、13ページを御覧ください。一番下になります。

款10教育費項1教育総務費目3教育指導費0112中学生平和使節を派遣する、の事業でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年7月に実施しておりました平和使節団の広島市への派遣を中止したことにより、補助金及び負担金86万4, 000円を減額するものでございます。

次に、14、15ページの一番下の欄になります。

款10教育費項5社会教育費目1社会教育総務費0116うしく・鯉まつりの開催を支援する、の事業でございますが、同じように新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年5月3日に開催しておりますうしく・鯉まつりを中止にしたことによりまして、交付金290万円を減額するものでございます。

続きまして16、17ページ、上の段3つ目になります。

款10教育費項5社会教育費目2生涯学習センター費0110ふれあい牛久沼文化の集いを支援する、の事業でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年6月に開催しておりますふれあい牛久沼文化の集いを中止したことによりまして、補助金5万円を減額するものでございます。

最後になります。そのすぐ下になります。

0112生涯学習センターで新型コロナウイルス感染症対策を実施する、の事業でございます。需用費276万2, 000円の増額となります。内訳といたしましては、コロナウイルス対策用消耗品、エタノールやゴム手袋等の購入費用99万円と新たに網戸を購入する費用177万2, 000円を計上するものでございます。これはコロナ対策といたしまして、会議室や講座室を御利用いただくときに、換気をお願いしておりますが、現在網戸がない部屋がございまして、夜に窓を開けますと虫が入ってきてしまうことから、購入するものでございます。この財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金10分の10の補助の対象となりま

す。

以上でございます。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 おはようございます。

学校教育課川真田です。よろしくお願いいたします。

学校教育課所管の補正予算について御説明いたします。

14、15ページになりますが、まず小学校費の中でひたち野うしく小学校のプールが今現在利用を停止しております。年度末ぐらいまでは停止を予定しておりますので、その間を狙いまして開業当初から一切行っていなかったちょっと大規模な修繕、メンテナンスを行う予定でございます。まず0104が工事請負費といたしまして、ひたち野小プールのろ過器の改修とあとひたち野うしく小学校のプールの水槽の塗装を行います。その上にありますのが電気料のマイナス分については、その財源を出すために電気料は必ず余ってきますので、329万4,000円の減という形で行っております。

その下、小学校で新型コロナウイルス感染症対策を実施する、これにつきましては、各小学校で感染症対策を実施するための経費でございますが、需用費につきましては、シールドであったり高性能の空気清浄機が入っております、その交換フィルターであったり、あと修学旅行の企画料が再企画をした場合に二度取られてしまうという問題がありまして、そこについては1回目の分を保護者負担軽減の観点から、公費負担するという形での15万9,000円、それと工事請負費については、これは学校の中で特に換気的环境がもうちょっと必要だということで、うしく小学校の教室の中で7室を選びまして、天井の扇風機の設置ということを考えております。それとあと備品購入になります。

同じ系統なので1項飛ばしまして中学校のコロナウイルス対策を実施する、こちらにつきましても同じような対策のための経費でございますが、需用費についてはパーティション、面談等のときに使うことを想定しておりますが、パーティション等の購入であったり、あと委託料については先ほどと同じように、修学旅行の再企画料の公費負担、あと備品については保健室のベッド等をちょっと分散するために購入するという経費になっております。

次に、ICT関係の経費なんです、まず小学校費のほうで0103小学校のICT環境を管理する、これにつきましては中学校も同じ経費が上がっておりますが、まず役務費については今回モバイルルーターの借り上げということで、6カ月を想定しまして年度末までの分を上げております。万が一3月4月5月頃と同じような状況で臨時休業の状態になった場合に、家庭に通信環境がない御家庭、その中でも特に経済的に困窮世帯ということで、準要保護世帯の数で上げております。それが小学校費と中学校費に役務費として上がっております。1カ月3,000円ちょっとぐらいのレンタル料になります。

その下の委託料、これは小学校も中学校も同じ経費なんです、今回7,000台のタブレットを一気に導入しまして、Wi-Fiのスポットもかなり増えるものですから、通信の接続のトラブルであったりとか、そういうものが当初設定でのトラブルであったりとか、そういうものが

かなり予想されます。そういったものをクリアするためにICTのサポーターといたしまして、これは委託で考えております。電話でのヘルプデスクであったり、それで解決しない場合は駆けつけサービスというところを業者委託で想定しております。

下にいきまして、幼稚園での新型コロナウイルス対策を実施する、こちらにつきましても幼稚園でのコロナ対策の経費といたしまして、こちら工事請負費は第二幼稚園で天井に扇風機をつけるための経費、需用費についてはやはり対策のための必要なパーティション等の消耗品の購入でございます。備品についてもテーブルを増やして、若干密を解消するというための経費でございます。

次のページに移りまして、16、17ページの給食の施設を維持管理する、下から2つ目の保健体育費の中の2段目の事業になります。0102給食施設を維持管理するというので、工事請負費の1,088万9,000円、こちらにつきましては、小中学校の給食室の中で、特に感染予防という観点からトイレをちょっとチェックしまして、洋式化がまだ進んでいないところが8校あるということですので、これ調理員さんが使うトイレなんです、その洋式化及び手洗い場所がちょっとシンクが小さくて、肘まで本当は洗いたいんですがそれができないというところが9カ所あるということ、シンクの大型化、あとトイレに入る場合、調理員さんは全部脱いで入る形になりますが、その脱衣スペースがもちろんあるのはあるんですが、今仮設でやっているような状況が7校ありまして、その整備ということで合計で1,088万9,000円上げております。これらにつきましては、8ページ、9ページの14国庫支出金2の国庫補助金の6の教育費国庫補助金の中で、小学校費補助金と中学校費補助金、これが各学校1校幾らという形で児童生徒数の規模によって100万、150万、200万と3種類ありまして、それでいただけるお金になっております。あと幼稚園については、国庫補助金の一番下で幼稚園費補助金、これが各園100万ずつということで、200万入っております。

それ以外の経費については、全体的な新型コロナウイルス感染症地方創生交付金を充てているという形で賄っております。ひたち野小のプールの改修だけは一般財源で行っております。

以上です。

○守屋委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 文化芸術課です。よろしく申し上げます。

文化芸術課所管の補正予算について御説明させていただきます。

14、15ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号が0102文化財を保護継承して活用する、の中の負担金が2本でございます。まず1つ目でございますが、ワイン文化日本遺産協議会の負担金でございます。こちらにつきましては、今年度認定を受けました日本遺産認定に係る各事業につきまして、事業展開の財源といたしましてワイン文化日本遺産協議会へ負担金として交付し、甲州市、牛久市、両市2分の1ずつの財政負担により各事業を実施する分の牛久市の負担分となっております。

こちらにつきましては歳入もございまして、8ページ、9ページ、下から2番目です。諸収入の雑入の1,834万1,000円、返戻金、返還金のワイン文化日本遺産協議会負担金返戻金

を充当させていただいております。

また14、15ページにお戻りいただきまして、2つ目でございますが、牛久シャトー事務所負担金でございます。こちらにつきましては、牛久シャトー株式会社事務所内に教育委員会文化芸術課文化財グループを常駐させるための光熱水費の負担分となっております。348万円でございます。

以上です。

○守屋委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 おはようございます。スポーツ推進課長高橋です。よろしくお願いいたします。

スポーツ推進課所管の補正予算について御説明いたします。

16、17ページを御覧ください。

款10教育費項6保健体育費目2体育施設費、こちらの0102牛久運動公園を維持管理する、こちらになります。

需用費として60万5,000円、こちらにつきましては体育館の消防設備、こちらの保守点検を行ったところ、避難誘導灯、こちらで動作不良のものが見つかりましたので、こちらを修繕するという形になっております。それから同じ事業で工事請負費140万8,000円、こちらにつきましては運動公園の野球場があるほうの7面のテニスコートがあるんですけども、そちらのうち4面でナイターの照明がついております。そちらに付随してついている虫よけの殺虫器、こちらのほうが今現在きちんと機能していないということになってしまっておりますので、こちらの更新工事を行うための補正となっております。

続きまして0108牛久運動公園で新型コロナウイルス感染症対策を実施する、需用費で40万6,000円、備品購入費で20万5,000円、こちらにつきましてはコロナ感染症の予防対策としての消耗品、消毒液ですとか、あとは使い捨ての手袋、それから備品購入費、こちらにつきましては空間除菌の装置を体育館の受付、それからトレーニング室の受付、あと武道館の受付に設置したいということで、3台分の機械の購入費ということになっております。こちらの感染症対策の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらの該当ということで、財源を確保している状況になっております。

以上です。

○守屋委員長 中央図書館長。

○大和田中央図書館長 おはようございます。中央図書館大和田です。よろしくお願いいたします。

中央図書館所管の補正予算について御説明申し上げます。

同じく補正予算書16、17ページとなります。

款10教育費項5社会教育費目3図書館費、事業が0111図書館で新型コロナウイルス感染症対策を実施する、の事業となります。

需用費の16万3,000円ですけれども、こちらは椅子の購入になります。新型コロナウイ

ルス感染症拡大防止対策として、最低1メートル以上のソーシャルディスタンスを保つため、既存の書架閲覧席数の制限を今実施しております。これに伴い通路に小さめの椅子を置きまして、閲覧数を増やしたいと考えてございます。

続きまして備品購入費ですが、337万円です。こちらは書籍除菌器を4台購入するものとなります。現在、中央図書館に1台設置しておりますけれども、2台増台するものです。それに三日月橋及び奥の生涯学習センター図書室に各1台ずつ新規に設置したいと考えております。書籍除菌器につきましては、紫外線ランプを使用して除菌するものとなっております。財源は同じく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となっております。

以上でございます。

○守屋委員長 これより議案第73号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 おはようございます。補正予算書15ページ、中学校のICT環境を管理するというところで上がっています。小中学校ね、ごめんなさい。小学校と中学校のICT環境を管理するというので、合わせて2点ほどお尋ねをしたいと思います。

タブレットを導入するというところでございますが、その業者へのタブレットの注文の仕様というものがどのようになっているのか御説明を願いたいのが1点。

それからもう1点は、全小中学校に導入するという事なんですけれども、各学校の置かれている環境やその教室の配置などによっては、いわゆる通信環境というものに違いが生じてくると思います。そういうことを想定をしてこのタブレットがきちんとどこの教室においても使えるのかどうか、うまく機能するかどうか、そういうことについて事前にテストをすべきだと思っておりますが、それは行われたのか。それともこれから行おうとしているのか。その点を明確にさせていただきたいということでございます。

以上であります。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 石原委員の2点の御質問にお答えいたします。

まずタブレットの仕様、購入というかリースするタブレットの仕様についてなんです、今回リースするものについては、文部科学省から4万5,000円という補助基準に合致したタブレットとして示されたものが幾つかある中から選びまして、4万5,000円の中でレノボという会社の10.1インチのものを選択しております。それはなぜかという、牛久で使っている授業支援ソフトというのがあるんですが、それがプレインストールされている機種がそれしかないということで、ほかの機種を選ぶとそのソフト代を上乗せして頼むしかないんですが、それだと4万5,000円の中に入ってしまうので、補助がそこにも当たるところで考えております。今配られているのが12インチちょっとなので、若干小さくはなりますが、ほかの市でも採用していて特に問題ないと考えております。

2点目の学校の通信環境についてですが、ひたち野中学校については今回新築するに当たって、もう通信環境は整っております。ただそのほかのところについては、LAN回線の整備をこれか

ら行うところで、今もう契約は終わって現場に入っているところです。主に土曜日、日曜日と夜間の工事ということで、何とか11月のうちに終わらせたいというぐらいの感じでやっております。それに合わせてタブレットも10月から入ってはくるんですが、一応使用開始は11月ということで考えております。当然つながらなくては意味がないので、整備をした後では学校内のポイントを幾つも取りながらチェックをしていくということを専門家の方とやっていきたいと考えております。

以上です。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 そうしますと課長、今タブレットのテストの件なんですけれども、これはひたち野を除く全ての小中学校で行うのかどうかということと、各学校それぞれテストするときに何教室ずつやるのかということ。それからそのテストをするときに担当課が立ち会うのかどうか、その点についての確認を求めます。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 やはり整備してつながらないと意味がないので、基本的に全ての教室でやる予定でおります。もちろんうちの職員が立ち会って行う予定で考えております。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると再確認ですが、それは11月から供用開始ということで10月中には必ず全部終わるということで理解してよろしいですね。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 今の大体見込みでは、工事自体が11月に多分入るものが出てきますので、工事が終わったところでやっていく形になるか、それとも全体一斉にやるかというところはちょっと決めていないんですが、工事が終わったところからもう開通して使い始めるでしょうか、そう考えると工事の終わったところで、順繰りにやっていく形になるのかなど。ちょっとそのやり方についてはまだ検討中です。（「分かりました」の声あり）

○守屋委員長 よろしいですか。ほかにございますか。甲斐委員。

○甲斐委員 よろしくお願ひします。2点ほど御質問させていただきます。

私も小中学校のICT関連の話なんですけれども、先ほど御説明で月3,000円のレンタルとあと予算組みはモバイルルーターの貸出しという御説明されていましたが、今回どうかこの間の春先ですか、休校等が長引いたときに、お子さんに限らず家庭環境でもう既にネット環境がない家庭ってあるじゃないですか。それに対しての予算組みの解釈でいいのかちょっと確認させていただきたいと思ひます。

それともう1点が、ワイン文化日本遺産協議会の件なんですけれども、これの2分の1ずつの協議会を組むというのは理解したんですけれども、それがどういう活動をしていくのかというのをちょっと一般質問でも時間がなかったので切ってしまったんですけれども、具体的にまた再度確認の意味合いでお聞かせ願ひたいと。それに対して歳入がございますよね。返還金等。これは何の金なのかちょっと分からないので教えてください。

以上2点です。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 甲斐委員の御質問にお答えします。

今回モバイルルーターの貸出しということで上げたのは、通信費込みでの貸出しということを考えておりまして、もちろん5月に行いましたインターネット接続に関する調査で、接続できる環境にあるというのは98.8%あったんですけども、その中でもやはり子供のみで接続できる環境というところが75%ぐらいに落ちたところを踏まえて考えたものであります。ただしその世帯に全部かということではなくて、やはり通信費という日常的な接続も当然、学習に限ったことではなくて使えますので、やはりそこを考えると経済的な困窮世帯というところに焦点を当てて、その世帯数で約350世帯分小中合わせて上げてあるんですが、そういう形での計上をしております。

以上でよろしいですか。

○守屋委員長 よろしいですか。文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 すみません、ありがとうございます。御質問いただきまして。

内容につきましては、大きく協議会の事業が2つに分かれております。2種類。これから申し上げる定額補助の部分と65%補助の部分がありまして、それに対してそれぞれ歳入が入ってくるという形になります。

まず定額補助の部分につきましては、認定エリア観光客の指向性に関する調査事業、それから関連商品開発事業、そして小中学校向けの漫画作成事業、観光ツアーガイド育成事業、こちらでおおよそ1,950万円ほど予定しておりまして、これに対しては定額補助がつくものでございます。続きまして事業費の65%補助のほうにつきましては、受入れ体制の整備事業といたしまして、甲州市、牛久市両市のビジターセンター設置事業、それから特設ウェブサイト開設事業、そして現地解説板多言語対応整備事業の解説板の設置事業でございまして、これらで2,683万円ほど計画しておりまして、こちらについては65%の補助ということで、それを足しますと先ほどの歳入になってくる関係でございまして。

○守屋委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 再質問をさせていただきます。

さっきのモバイルルーターの件なんですけれども、困窮世帯が対象ということで回答いただきました。例えばですけれども、僕が家庭にWi-Fi環境がなくて、娘が使いたいんだよと言ったときというのは、困窮世帯じゃないと思うんですけども、私は対象にならないという考え方でいいのかが1点です。条件がちょっと何が基準値なのかちょっと分からないというところがあるんですけれども、ちょっと細かく教えてもらいたいと思います。

それとワイン文化のほうなんですけれども、これはツアーガイド設置とかという話も今お聞きしたんですけれども、共同体でやるという意味で、その打合せとかをしながら具体的に進めていく中で、例えば首長みたいな方がいらっしゃって、首長、代表とかその共同体の中にですね。協議会の中に。その中で例えばタイアップしてこういうふうに進めていきたいと思いますよとか、そうい

う意味合いでこの協議会の中の予算組みを取っているという認識でいいのかどうなのか。要は何が言いたいかという、日本遺産の登録に対しての物事よりも、私この間もちょっと話したんですけれども、商売として日本遺産文化活動していくのを商品活用できるような協議会に仕上がっていくのかということを確認したいんですけれども、もし所管がこっちでなかったらちょっと申し訳ないんですけれども、確認の意味でどういう仕上げ方に持っていくかという意図をちょっと確認しておきたいなと思って質問させていただいています。再質で2点です。すみません。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 再度の御質問にお答えします。

すみません、困窮世帯のちょっと定義が曖昧で申し訳ありません。困窮世帯は就学援助制度で言う準要保護世帯として該当する世帯ということでございます。収入と家族構成で大体審査しております。準要保護の上にさらに困窮度が厳しい要保護世帯というのもあるんですが、要は生活保護世帯ですが、そちらについてはこういったICTを教育に活用する通信費の生活補助上の取扱いについては、教材費で実費支給することとしますというのが5月に厚生労働省の課長名で事務連絡が来ておりますので、そちらは措置されているのかなということで、準要保護世帯を市のほうでは行います。

○守屋委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 再度の御質問にお答えいたします。

まずツアーガイドなどのいろいろな事業に対しましては、特にこれから甲州市と具体的に進めてまいります、あくまでもリーダーとかがいるわけではなくて、講座などをやって市民を育てながら、そういった方にツアーガイドをやっていただくということを考えておりまして、最終的にこちらが目指しておりますものは、文化の保護継承でございます。ですので商売とかそういったものではなくて、文化の保護継承をこれからの若い人たちにしながら、そして愛着を深めていただきながら、結果として牛久シャトーの盛り上げにつながることもあるかと思っております。

以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。続きまして質疑及び意見のある方、ございます。（「暫時休憩の声あり」「まだあるから」の声あり）だから続けてじゃあ、ほかに質問ございますよね。やりたい方はいっぱいいるから。じゃあ杉森委員よろしくお願いします。

○杉森委員 おはようございます。

14、15ページの小学校費、中学校費のところの学校管理に関わることなんですが、学級閉鎖と学年閉鎖と学校閉鎖というのがあるかと思いますが、インフルエンザとコロナというのは同じ基準になっているのかどうか。そしてまたその基準自体も再確認の意味でどうなっているのかお示しいただきたいと思います。

また私の聞いているところで今それらに該当するのではないと聞いておりますが、現状そうになっているのかどうかというのをお聞きします。

それからICT環境とか新型コロナウイルス感染症対策というのが今進んでいると思うんですけれども、教員の長時間労働というのが前から問題になっているわけですが、これが一層

悪くなっているのではないかという報道もあるわけです。中には過労死水準の教員も少なくないという話がありますけれども、実際どういう状況なのかということをお聞きします。

それから社会教育費のところでもうしく・鯉まつりの中止ということで、マイナスという形がでているわけですが、教育費の関連でイベント中止などによって支出減となった総額というのは今のところどの程度決まっているのか、その総額はどうかということについてお聞きします。

○守屋委員長 答弁を求めます。学校教育課長。

○川真田学校教育課長 すみません、学級閉鎖、学校閉鎖の基準というんですが、基本的に学校保健法律から取っておりますので、同じ感染症対策というところですが、ただコロナについて、学校でPCR検査を受けた児童がいる場合というのはだんだん細かく指定されてきて、御本人が受けた場合、濃厚接触者として受けた場合は仮に陰性であってもその後2週間、仮に学校で感染する児童、もしくは先生でもそうですけれども、出てしまった場合は数日間の臨時休業をして濃厚接触者を特定するとともに、消毒等を行うという形での最低限の臨時休業は出てきます。

以上です。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 私からは教員の長時間の状況はという御質問にお答えしたいと思います。コロナの影響でどうのこうのというのではなく、やはり学校現場において働き方改革の問題が出ていますように、長時間の労働が同じように今現在も続いているという状況がございます。ただそれ全てがコロナの影響かどうかというのは、ちょっと1個1個確認していかないと明確には言えないと思いますが、一応なかなかそういう現場の状況が改善が出来ていないというのは御報告できると思います。

以上でございます。

○守屋委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 うしく・鯉まつり等の社会教育費で既に減額が決まっているもの、総額で幾らかという御質問なんですけれども、生涯学習課といたしましては、今回減額を計上させていただいておりますうしく・鯉まつりとあとふれあい牛久沼文化の集いですね、こちら合わせて295万円、こちらが確定した現額の数字となっております。最終的に年度末にもっと増えるということにはなるかと思いますが、現時点で確定している金額は295万円となります。

以上です。

○守屋委員長 杉森委員。

○杉森委員 インフルエンザの場合は何か欠席率が10%ですか、それで学級閉鎖になると聞いているわけですが、そういった基準がコロナの場合はどうなっているのかというところが聞きたいということ。

それとあと過労死ラインを超えている教員の長時間労働の問題で言うと、それがどの程度になっているのかということと、増えているのかどうかということを知りたいと思います。

それから社会教育関連のほうでは、もう年度内でイベントのあれで大体決まってきましたよね、中止にするかしないかというのは。それ全部ひっくるめて2つということで考えてよろしいんですか。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 学級、学年、学校というところなんです、このコロナの場合はやっぱり感染しているかどうかというところが見えない部分もあります。基本的にはどこまでの影響を出すかというのは校長が判断する形になるんですが、その濃厚接触者をどこまでと見てどこまでの閉鎖で止めるかというところはその都度のケースによって、保健所の意見も伺いながら決めていくような形になると思います。ただ言えることは先ほど申し上げたように、もし感染者が出た場合は、一旦は閉鎖して（「学校」の声あり）恐らく学校を閉鎖して、（「学校を閉鎖」の声あり）それも結局影響が学校まで及ばないという判断ができれば、最小限のところまで止められると思うんですが、結局感染している可能性がどこまであるかというのを見て、そこまでは一旦止めた上でその中で濃厚接触者を判断して、その方々には休んでいただいて同時に消毒をして開けるというような手順になってくるかと思うので、その範囲をどこまでにするかというところはやっぱりその都度基準というよりは判断、一定のフロー図はもちろん来ているんですけども、判断するような形になってくるのかなと思います。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 働き方の状況がどのようになっているかという御質問ですが、4月5月ということで、休校の時期に比べますとやはり学校を開けてからのほうが、先生方のその時間外勤務といえますか、在校時間は延びております。そういうのは現状としてございます。

○守屋委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 再度の御質問にお答えいたします。

文化祭のほうで中止が決定はしてございますけれども、文化祭につきましては補助金ではございませんので、今の段階ではまだその減額の金額が確定していないということで、先ほど申し上げました金額になります。現時点では。

以上です。

○守屋委員長 杉森委員。

○杉森委員 その長時間の勤務のあれですけども、休みより今のほうが増えてるというのは当たり前だと思うんですけども、心配するのはやっぱり過労死ラインを超えるような状況をどのように対処するのかということですけども、それに対する対応策といえますか、教員を増やさなければいけないということはもちろんあるんでしょうけれども、それらについては何らかの動きというのはあるんですか。県からの補助とかそういうのも含めて。

○守屋委員長 教育長。

○染谷教育長 基本的には校長先生方の意識づけが一つと、教育委員会としてはタイムカードなり何なりとやっているんですが、基本的には大本は県の教員を国の先生方を増やすということが

根本にないと難しいという現状があります。今先生方の残業時間をみて、キーマンがいまして、それはやっぱり教頭先生なんですね。これはどこも長くなってしまうんです。これが外部の方々の対応だったり、いろいろな調査物だったりというので、教頭が多くなってしまうのと、どうしても中学校が部活が始まってきますと、部活の終わりが勤務時間を過ぎた時間になっていますので、根本的にはここを何とかしないと、中学校は難しいところがあるかなと思っています。ただ教育委員会としてはこの間の答弁にもありましたように、研修を20個ぐらい減らして先生方を呼び出すような研修はなしにしましょうと。オンザジョブオブトレーニングでこちらから行きましょうと。それから働き方改革を今教育委員会で主催して、教育委員会とか校長先生方でどういうふうにして勤務時間を減らせるかという会議を続けながら、どのようにしていったらいいかということを検討しているような状況です。あとは地域がうまく入って助けてもらえるかどうかということも検討しているという状況です。それと一番は校務支援システムというのがキーワードになってきて、これが入ると随分校務が楽になってくるのかなというので、その導入等も考えているという状況です。

すみません、コロナの学級、学年閉鎖の件ですが、要はその子供がどこを動いたかで学級になるか学年になるかわかってしまうんですね。ですから中学校の体育祭みたいに縦割りで全員で動き出すと学校閉鎖になってしまいますし、そうでなくてクラスでほんの行動範囲が狭いとなれば学級閉鎖ということで、行動範囲で濃厚接触者がどれだけいるかで閉鎖は決まっているというような状況です。

○守屋委員長 杉森委員、よろしいですか。じゃあ甲斐委員。

○甲斐委員 すみません、2回目になっちゃって。

ごめんなさい、先ほど一緒に聞けばよかったんですけども、ICT、もう一度ちょっと確認したいことがあるんですが、小中学校のICTの委託料の問題なんですけれども、こちらは御説明ではサポーター的要素があるということでしたが、まず業務、その委託をする先ともうちょっとサポーターの中身の業務委託内容をお知らせいただきたいと思います。

それと修学旅行の再企画料なんですけれども、小中学校共に上がっているんですが、これは個人的にもちょっと課長のほうにお話を聞かせていただきましたけれども、企画料の質は分かりましたので、この上げている金額が合計額だと思いますので、単価といいますか、1校当たりなのかお一人様当たりなのか、明細が分かればお示しをいただきたいと思います。

以上2件です。

○守屋委員長 答弁を求めます。学校教育課長。

○川真田学校教育課長 まずICTのサポーターのほうなんです、委託先についてなんです、まだ契約しておりませんので、どこということはありませんが、今いろいろ問合せが来ているのは人材派遣会社からも来ているんですが、うちのほうとして考えているのは人材派遣をしてくれる会社より、コンピューターの会社でそのコンピューターの専門の方がいるところに委託をしたいという形で考えております。本当に専門的なサポート、ヘルプデスクになってまいりますので、契約の内容については、もちろんこれから仕様書を作っていく形ですので、想定なんですけど基本

的に当初の様々なトラブルをうちのほうの職員、一応1人が兼務でやっているような状況なものですから、ちょっとパンクしてしまうのでそこを一切対応できる。ですから学校から直接ヘルプデスクみたいな形で電話を受けていただいて、やり取りで解消できるものについてはそれで解消する、それでできないようなトラブルについては現場へ駆けつけサービスという形でやっていただくという形で考えております。

あと再企画料についてなんですけど、ちょっとすみません、単価は今手元にはないんですけど、例えば、後ほど。

○守屋委員長 甲斐委員、よろしいんですか。じゃあほかにございますか。杉森委員、お願いします。

○杉森委員 あと2つだけお願いします。

16、17ページです。児童クラブ、一番上のますの児童クラブのことですけれども、ほとんどの児童が家庭で今暮らしている、暮らしているのは当たり前ですけれども、児童クラブに来ないでいるということですから、保護者の方によっても考え方はいろいろあって、危ないから行かせたくないという方もおられるし、他方でいつまでそういう形なるべく家でやってくれという形が続くのかということも悩んでおられる方もおられるわけですから、今そういう子供が家で面倒見てくれる家庭はいいのかなと思うんですけども、そういうところばかりでもないと思うので、子供たちがどういう生活をしているのかなということも少し心配なことで、それを状況をちょっと説明していただきたいのと、実際これから同じようにずっと続けていくのかどうか。いつまでやるのかということも含めて、そういうところでの今後の方針とございますか、それについてお聞きしたいということ。

それから款10の教育費の学校給食費のところ、給食の確か始まった頃というのはすごくシンプルな、シンプルと言う言い方がいいけれども、簡単なあれになったかと思えますけれども、今メニューはどういう形になっているのかということと、確か前は先生が全部配っているという、今もそうなのか分かりませんが、そういう形でやっているというあれを聞いていますけれども、その辺メニューについてはどういう状況なのか、またこれからどうされようとしているのか。また提供方法ですね、それらについてお示ししたいと思います。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 児童クラブの現状ということでお話しさせていただきます。

コロナにかかわらず昨年度の最初の入級の登録の状況なんですけど、5月1日の時点で約1,400名の方の御登録を受けております。その後このコロナの状況の中で、なるべく御自宅で面倒を見られる場合にはお願いしますという御協力をお願いしまして、6月末の時点では退級をされた方やそのとき休級という形でとりあえず1カ月だけ休むわという形の方が200名ほどいらっしゃいます、登録人数として1,200名という状況でございます。

実際の運用ですが、実は登録されていても全員が必ず来るわけではございませんので、やはり保険とございますか、いざというときのという方もいらっしゃいますし、週に2日だけ利用するとい

う方もいらっしゃいますので、現場のほうは一番少ないところで25、6人、多いところで40人前後で今運営がされているという状況でございます。30人前後で運営されている状況がずっと続いているというところが多いのかなと現場のほうは確認してございます。

それから内容につきましては、おやつを提供だけは申し訳ありませんが、今回今年度末まで提供を中止させていただきました。これはやはり一番飛沫の状況が難しい、それを防止することが難しいですので、おやつに関しては保護者皆様に御説明させていただきまして、提供いたしません。もちろんその分の負担金はおやつではいただいております。

併せてこういう状況ですが、いつまでかということですが、基本的に児童クラブの場合に、来ないでくださいとか、それは一切しておりません。現状を丁寧に御説明させていただきながら、できるだけ御家庭で見られる場合には御協力をお願いしますという形で、今運営をしております、退級となりますと一旦やめてしまうんですが、休級という形でその月ごとに1カ月ずつお休みできる制度になっておりますので、ちょっとお手数ですけれども、毎月休級の手続をしていただければ、お休みいただける、それがいい場合にはきちんと来ていただけるという状況での運用をさせていただいております。

また、そういう休級等の手続につきましても、できるだけICTを活用しようということで、今インターネット上からすぐ手続ができるような形を今つくりまして、保護者の皆様にも簡便に手続がいただけるように運用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 給食についての御質問なんです、6月の途中から給食の再開をしまして、当初の時期においてはやはり配膳での感染拡大がちょっと心配だということで、配膳を大人の手でできるように、先生1人ぐらいでできるようにということで、ご飯にただかけるだけの丼物であったり、カレーであったりという、そういう一品料理という形を6月いっぱいぐらいやったと記憶しております。その後はだんだん品数を増やして行って、今は通常のメニューに戻っております。配膳についてはやはりその品数がありますので、児童生徒を使わざるを得ないんですが、もちろん手洗いをきちんとさせた上でマスク着用で運用しているという状況でございます。

○守屋委員長 杉森委員。

○杉森委員 児童クラブは25人から40人ぐらいで今大体運営しているということなんですけれども、これは今までの通常という言い方はあれなのかも分かりませんが、今までのあれと比較すると何割程度ということになりますか。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 7割から8割程度の参加率とか利用率とお考えいただければいいかと思っております。

○守屋委員長 杉森委員、よろしいんですか。次に遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 それではページでいいますと12、13ページの0112の中学生の平和使節を派遣する、コロナのことがあって今回は中止ということを決められたということなんです、平和

を学ぶ大事な機会と私ども捉えておりまして、中止をしたのはやむを得ないと思いますが、ほかにやはり平和について考えられるということを教育委員会のほうではどう考えているのか伺いたいと思います。

それと先ほどICTのことでも出ていたんですけども、今回このICT環境のところでは準要保護世帯、350世帯ですか、そちらにこの環境の整備の問題が出ていましたけれども、やはり今度のコロナの関係でひとり親世帯とか、例えば生活に困っている世帯、そういうのでそういう就学援助ですね、そういう状態がどうなっているのか伺いたいと思います。さらにそういう実態の把握というのを教育委員会でされているのか伺います。

それとやはり同じように、今回3月から一斉休校というのが始まったわけなんですけれども、授業の遅れですね、子供たち、やはりかなりの長期間休業に入ってしまったので、そういう遅れですね、やっぱり学校としてどう取り戻しているのか、実態の把握とかはどうなのかを伺いたいと思います。

それと16、17ページなんですけど、生涯学習センター費の中で、こちらの所管ではないんですが、総務常任委員会でこのエスカートの生涯学習センターを管理運営するということで、eスポーツについての多くの意見が出されました。この中で私ども、この議案についてはeスポーツということは全然書いてなくて、概要で初めて知ったということなんですけれども、こういう問題については、これから青少年というか、そういうことなどにも影響が出るのではないかとということでは、既に総務のほうでもお話が出ているんですが、教育委員会とも一緒に合わせて説明を求めたいという、こういう意見が出ていたんですけど、そういうところでこの問題について、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

以上です。

○守屋委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 まず1点目の平和使節の御質問にお答えをさせていただきます。

平和学習、確かに大事な機会としてこの平和使節団の派遣ということになりますけれども、今回残念ながら中止ということになってしまいました。今その代わりという言葉が正しいかはあれなんですけれども、今決定ではなく調整中なんですけれども、昨年度平和使節団で見学をしたときに、様々な記録を取らせていただいております。例えば広島平和祈念資料館ですとか、あとは爆心地から410メートルで被ばくをして、今小学校の一部を平和資料館として見学ができるようになっている本川小学校ですね、こちらのガイドの方の講話がとても何か素晴らしかったと聞いております。そのときの映像も撮っております。その両者に今許可を取っているところなんですけれども、そちらの映像をコンパクトに編集をして、DVDを作りまして学校の社会科ですとか道徳の授業で平和学習に活用していただければということで、動いているところでございます。

以上です。

○守屋委員長 教育部長。

○川井教育部長 eスポーツということで、今回の議案の内容につきましては、所管外ということで、この内容について私のほうからどうこうということは今申し上げられませんが、eスポーツにつきましてはやはり昨年の国体でも正式競技として認定されたり、今後のオリンピック等でも正式種目になるというようなお話もあるということで、一概にまずい面だけを強調すべきではないとは考えています。ただもちろん懸念する材料が全くないわけではありませんので、やはりそういった点を総合的に勘案して今後どう行政として取り扱っていくのか、教育委員会として考えていくのかというのは、やっぱりこれからの課題になってくるのかなとは感じてはおります。正直現時点で市役所の中でも特にどこが所管というのがない分野ですので、非常にどこで扱うかという話になってしまうんですが、もちろん今委員からのお話がありましたように、教育という分野でもやはり関わって行かざるを得ない部分であると思いますので、今後十分に検討協議というものが必要になるということで、とりあえずお答えはさせていただきたいと思っております。

以上です。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 ICTに関連して準要保護世帯の状況についてお答えいたします。

やはり委員のおっしゃるように、準要保護世帯の審査の表を見ていますと、ひとり親、母子家庭の世帯が目立つ状況が際立っております。今回状況としましては、昨年度の数と単純に比較すると、準要保護世帯で昨年度の末が394、要保護を入れて424という数字なんですが、6.1%なんですが、今年度の8月審査の段階、1回目の数字なのでまだこれから増えていきますが、そこで見ると世帯数で認定をした世帯で435、要保護も含めると474ということで、6.8%までちょっと上がっていると。これは今年度については、特に突発的な収入減とか、そういうのがあった場合は、必ずしも源泉徴収票の提出じゃなくても、いろいろな給料袋とか、そういったもの、証明できるものを何らか持ってきていただいて、こちらで審査させていただくという御案内をしていますので、そういう申請の仕方をされている方も多数見受けられます。これは第一弾の数字なので、これ年度末までいくとさらに増えてきますので、7%超えになってくるのかなということで考えております。世帯の実態の把握としては、我々としては審査の書類というのが一つのつながりになるんですが、その中では学校の意見を書く欄が必ずございます。お子さんの状況とか、滞納の状況であったり、衣服の状況がどうであったりとか、あと教材を全部必要な物はそろっているかとか、そういったものが学校の担任の先生なりの意見として審査の欄の中に入ってきますので、そういった中で書面上で把握するとともに、あと必要に応じて過程の調査が必要な場合は、民生委員さんにお問い合わせするというケースも出てくるかと思っております。

以上です。

○守屋委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 授業の遅れにつきまして指導課より御説明いたします。

休校期間と、あと学習指導要領に示された標準時数と今後できる授業日数をカウントをしたときに、およそ3週間分の授業日が不足するという計算がありましたので、夏休みを8月5日から

8月19日と短縮することによって、夏休み期間にこの不足分の3週間の授業日を確保できるように対応いたしました。また、今年度より小学校で新学習指導要領が完全実施となっております、ここではやはり今まで行っていた体験活動等を子供たちに力をつけるという意味でのカリキュラムマネジメント見直しが進められた結果、特に授業を慌てて詰め込むということなく、既に例年並みの授業進度から、場合によっては例年より早いんじゃないかという教科さえ学校によってはあるようになっております。

以上になります。

○守屋委員長 ちょっとその前に、教育部長、どうも申し訳ございませんでした。eスポーツはこの範囲外の問題だったのでどうも申し訳ないです。遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 今教育部長のほうからeスポーツの問題についてはもうこの範囲外だということも、それは重々承知をしているんです。しかし総務の常任委員会で一緒に今後説明を求めていくという、そういう確か委員長報告の中にも、教育民生は今日初めてでしたので、そういうところと一緒にやっていくという、そういうことを求めるということだけですので。

それでは再質問します。

先ほどの中学生の平和使節なんですけど、DVDということの今後そういうものを活用していくということの御答弁がございました。確か以前やはり平和使節の希望者が多かったときに、隣接の確か阿見町にそういう平和を考える施設があるという、そういうことも聞きまして、多くの子供たちをそちらのほうで学習をとということもかつて聞いておりますので、そういうものもぜひ検討の一つに入れていただきたい。これは答弁結構でございます。

それと準要保護、要保護のかなり当初に比べますと、8月時点で50世帯ぐらいが増えているということは、やはりコロナの関係が十分これは考えられるということは分かるんですが、子供たちのやっぱり様子を一番近くで把握されるのが担任ということが、そういう審査の実態のところでは学校の意見の中に入るとということなんですけど、そういうときの先生以外に、例えば学校の中には、スクールソーシャルワーカーですか、そういう方たちもいらっしゃると思うので、一番早くにそういう実態を把握するというか、学校の先生とそういうことの連携についてももう少し詳しく伺いたいと思います。

それと学校の休校中、今夏休みも短縮をしたということと、それから新学習指導要領のことで大分進んでいる学校もあるという御説明がありました。子供たちの楽しみにしてましたいろいろな行事等がかなり削られて、そのことがこういうことにも影響が出るのではないかと思うんですが、やはり子供たちって勉強以外にでもそういうことで心身ともに育まれていくということでは、私ども先日小学校をずっと訪問しまして、先生たちからいろいろなお話を伺いました。休校中に子供たちの様子とか、それから実際に学校に出てきてからの様子はどうだったのかということでは、やはり子供にとって運動とか遊びとか、そういうのが大変不足をして、簡単なことだけがしてしまうような子供たちも多いということでは、やはり今後そういうことを含めまして、学校の学校生活の中でも十分考えていかなければならないと思います。そういう点について再度伺いたいと思います。

○守屋委員長 遠藤委員、これで質疑よろしいですか。これでよろしいですね。もうちょっと短く質問してもらえるとありがたいと思います。答弁どうぞ。

○守屋委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 まず準要保護、要保護でのSSWの活用についてなんですが、これは実際にSSWがこれまで派遣された中でも、SSWが派遣される多くの家庭というのは、ほかとつながっていない家庭なんです。なので自分が困っていてもどこに助けを求めていいかが分からない、あるいは助けてさえ言えない家庭が非常に多くございます。SSWはこれまでそういった家庭に何度も何度も足を運ぶことを通して、信用を勝ち取って、その上で実はこちら学校教育課の申請と一緒にいこうと。実はこういった制度があっても、その書類を書けない御家庭もあるんですよ、困窮している中では。なのでそこに一緒に行ってその書類を仕上げるような活用もあります。ぜひこのSSW、今委員からも御指摘ありましたように、私たちも大きな活躍できるものと考えておりますので、子供、また家庭の福祉的な支援のためにも活用していければ考えます。

あと2つ目、学校の子供たちの心身の健康のためということで、学校教育で例えば学校行事はもうその狙いもありますが、子供たちの生活に潤いを与える、多くの経験、体験が子供たちに多くの学びを与える、委員の御指摘のとおりかと考えます。本市の学校長は、そのことの意味を非常に強く考えておまして、組織、どこの市町村と比べても、この行事を潰さないということに心を砕いて、最後まで学校行事ができる可能性を安全ということを第一にしながらも探ってくださいているかなと考えています。例えば中学校のコーラスコンクールは、大きな声で歌を歌う行事ですから、やはり安全上今非常に考えてしまう行事ですよ。これをやはり中学校のステージではソーシャルディスタンスが保てないということで、中央生涯のホールをお借りして、十分な距離が保てるということを確認した上で実施できないかと。さらにはその子供たちというのは保護者があっての子供たちでもあるので、保護者の参加ができないかなどと、できる限りの道をたどって考えてくださっているのかなと思っております。私たち教育委員会としては、その安全ということについての指導はやはりせざるを得ないんですが、学校とともに子供たちの学びの機会を失わないような方策を共に考えていければと考えております。

以上になります。

○守屋委員長 ほかに答弁ございませんね。ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で教育委員会所管の案件についての質疑及び意見を終結いたします。今15分。25分まで。再開は11時25分とさせていただきます。よろしく願いいたします。

ここで執行部の説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。どうもありがとうございました。

午前11時15分休憩

午前11時25分開議

○守屋委員長 休憩前に引き続きまして、教育民生常任委員会を開きます。

次に、保健福祉部所管の案件について審査を行います。保健福祉部所管の案件審査に説明員として出席したものは、副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長、こども家庭課長、保育課長、高齢福祉課長、健康づくり推進課長であります。書記として山越君、田上君が出席しております。

本委員会に付託されました保健福祉部所管の案件は、

議案第 73号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 74号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 76号 工事請負契約の締結について

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言いただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁などをお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第73号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第73号について提案者の説明を求めます。こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 こども家庭課結束です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第73号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、こども家庭課所管の補正の内容について御説明いたします。

補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

上から4つ目の枠、款3項2目1児童福祉総務費の0111ファミリーサポートセンター事業を支援する、につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るとして、感染症拡大防止のための手指消毒用アルコールやペーパータオル、マスクなどを購入するための需用費の計上でございます。

その下になります。0117子育て広場で新型コロナウイルス感染症対策を実施する、につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、常設の子育て広場3カ所につきまして、それぞれの施設の一部の改修工事を行うものでございます。主な改修内容といたしましては、施設の床材のタイルカーペットをビニルタイルに替えまして、床面の消毒が容易に行えるようにいたします。また、手洗い場の蛇口を非接触型の自動水洗に切り替え、おもちゃも1日に数回除菌を行うため、交換用のおもちゃを購入するための需用費、工事請負費、備品購入費の新規計上でございます。

また、8ページ、9ページ、歳入の上から2枠目、款14項2目2児童福祉費補助金、子ども子育て交付金につきましては、これら歳出に伴います国からの補助金10分の10を計上してございます。

以上でございます。

○守屋委員長 保育課長。

○橋本保育課長 保育科の橋本です。どうぞよろしくお願いいたします。

保育課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

では補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

歳出予算になります。こちらの一番下の表になります。

款3民生費項2児童福祉費目3保育園費0109民間保育園の建設を支援する、こちらの18負担金補助及び交付金5,100万円の減額となっております。こちらはJR牛久駅東口隣接のJRテナント建物に入居する認可保育所整備の補助金でしたが、今年度入居する保育運営法人がなく、整備を見送ったことによる減額となっております。また、県の4分の1の補助でありますので、済みません、歳入の予算資料の8ページ、9ページになります。こちらの中ほど3番目の表を御覧ください。款15県支出金項2県補助金目2民生費県補助金、こちらの保育所整備事業補助金3,400万円につきましても減額となっております。

続きましてまた歳出予算になります。10ページ、11ページの下の表を御覧ください。

款3民生費項2児童福祉費目3保育園費0111保育園で新型コロナウイルス感染症対策を実施する、で計上しております1,350万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための消耗品購入などの費用を支援することで、積極的に感染拡大防止対策を実施するための補助として計上しております。このうち10需用費の200万円は公立保育園に対して、18負担金補助及び交付金の1,150万円につきましては、市内の私立保育園、認定こども園、小規模保育園及び認可外保育施設に対しまして補助金を交付するものとなっております。こちらは県の10分の10の補助となっておりますので、歳入予算の8ページ、9ページを御覧ください。こちらの中ほど3番目の表になります。款15県支出金項2県補助金目2民生費県補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（児童福祉施設分）、こちらに1,350万円を計上しております。

以上となります。

○守屋委員長 健康づくり推進長。

○渡辺健康づくり推進課長 健康づくり推進課渡辺です。よろしく御願いいたします。

健康づくり推進課所管の補正予算について御説明いたします。

12、13ページ、1段目の枠内を御覧ください。

款4項1目3、0102妊産婦と乳児に医療機関検診を実施する、170万8,000円の増額補正となっております。こちらは国の乳幼児健康診査個別実施支援事業による補助事業になります。新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間、密集場所、密接場面を避けるために、乳幼児健康診査を集団検診から医療機関における個別検診に切り替えた場合に生じる市負担を軽減するための国の施策になります。牛久市でも緊急事態宣言が発令された4月からは乳幼児の集団検診を一時中断し、4月から6月は3、4カ月児の乳児検診を医療機関で個別に実施しておりました。7月以降感染対策に十分配慮しながら集団検診を再開しておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の蔓延状況によって、医療機関検診に切り替わることも考慮し、3、4カ月児検診の半年分を医療機関検診として計上いたしました。なお、国2分の1補助となりますので、歳入につきましては8、9ページ2段目の枠内になりますが、款14項2目3衛生費国

庫補助金乳幼児健康診査個別実施支援事業補助金 84 万円の増額補正となります。

続きまして 12、13 ページ 1 段目の枠内を御覧ください。

款 4 項 1 目 3、0104 育児中の家庭へ訪問する、50 万円の増額補正となっております。こちらは新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、子ども子育て支援交付金の交付についての一部改正により、乳児家庭全戸訪問事業に対し、基準額 50 万円の国 10 分の 10 の補助事業となります。保健師、助産師が家庭訪問による産婦、乳児への保健指導を行うに当たり、感染予防対策を十分に行い、安全な環境下で実施するため、家庭訪問時の使い捨てエプロン、手指消毒、マスク等を購入するものになります。

同じく 0109 子育て世帯包括支援センターを設置し、利用者支援事業を実施する、50 万円の増額補正となっております。こちらも同じく子ども子育て支援交付金の交付についての一部改正により、利用者支援事業に対し基準額 50 万円の国 10 分の 10 の補助事業となります。保健センター内併設の子育て世帯包括支援センターにおいて実施しております母子健康手帳交付時における妊婦さんへの個別面談や、子育て相談において、新型コロナウイルス感染症予防に取り組むため、アクリル板の設置や妊婦さんが病院受診時に確実にマスク着用していただくための配布用マスクの購入、その他消毒物品等の購入を行います。なおこちらは県の 10 分の 10 の補助率となるため、歳入につきましては 8、9 ページ、3 段目の枠内になりますが、款 15 項 2 目 2 民生費県補助金、地域子ども子育て支援事業費補助金、乳児家庭全戸訪問事業 50 万円、利用者支援事業補助金 50 万円の増額補正となります。

以上です。

○守屋委員長 これより議案第 73 号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言お願いいたします。秋山委員。

○秋山委員 お願いいたします。

12、13 ページ、一番上の段の 0102、それと 0104、このコロナ禍の影響の中で、0104 を先にちょっとお願いしたいんですけども、やはり訪問する中での保護者の悩み、今までだったら自由に自由に行けたのが、このコロナ禍の中で家で子供と毎日過ごさなくてはいけないとか、いろいろな悩みがあると思うんですけども、そういうのも全部ひっくるめて受け入れてお世話をすると思うんですけども、そのちょっとどういう悩みが保護者のほうからあるのかということと、あと 0102、その受診率の低下というのがやっぱりちょっと懸念されるころだと思えます。これまでは集団検診だったのが、7 月からは集団検診とおっしゃっていましたけれども、その受診率の低下に対しての対策みたいなものをお示してください。

○守屋委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 秋山委員の御質問にお答えしたいと思います。

0104 の保護者の悩みなんですけど、訪問の際に伺っております。一番多いのがこのコロナが流行している中でも予防接種はしたほうがいいですか、医療機関に行くのが不安ですというような声が一番多いものでした。それ以外にも外に出るのが怖いとかというのもありましたが、一番は病院に行って予防接種を受けていいのかという悩みでした。

次の集団検診から個別検診に切り替えての受診率についてですが、3、4カ月児検診だけではどうしてもその時期時期にやらなければならないということで、今回医療機関のほうに切り替えたところですが、令和元年度の乳幼児受診率で3、4カ月児検診を見ますと集団で行っていたとき93.7%でした。今回医療機関に切り替わって、対象者がその期間中118名いらっしゃったんですけれども、117名受けていて99.1%で受診率の低下は見られておりません。

以上です。

○守屋委員長 それでは順番に行きます。池辺委員、お願いします。

○池辺委員 じゃあ1点、すみません。11ページです。

0109民間保育園の建設を支援する、これ今回も何か手を挙げた方がいらっしゃらなくてという形なんですけれども、この事業はもう今回で終わりなんですか。

○守屋委員長 保育課長。

○橋本保育課長 今年度につきましては、1回はもうなしになるということになります。今後につきましては、また待機児童の推移ですとか、そういったものを見つつということになるとは思いますが。

○守屋委員長 よろしいですか。では甲斐委員。

○甲斐委員 すみません、私もその質問だったんですけれども、0109の民間保育園の建設を支援するというので、先ほどJR牛久駅東口と、西口、「東口」の声あり）東ですか。じゃあちょっと1回質問します。東の場所がどこで計画されたのかということと、あと事業者がなしということで、今池辺委員のほうから今年度で終わりかという質問でしたけれども、事業者が何でなかったのかなという、そういう検証は、いや、でも分からないじゃないですか。何でその事業者がないのかというのが検証されているのかというのをお聞きしたいと思います。

それとその上ですね。0117子育て広場で新型コロナウイルス感染症対策を実施する、の工事請負費なんですけれども、改修工事ということでちょっとごめんなさい、さっき聞き漏らしていたら申し訳ないんですけれども、どういった改修をするのか再度御説明いただきたいなと思います。2点です。

○守屋委員長 保育課長。

○橋本保育課長 まず民間保育園の建設を支援するにつきましては、JRの建設の予定地ですけれども、東口なんですけど、ちょっと広場になっているところと駅の本当に線路の間にJRの土地があるんですけれども、そちらに建てるという計画でございました。

あと事業者につきましては、テナントということで、JRでも探していたんですけれども、なかなか見つからずということで、すみません。

○守屋委員長 暫時休憩します。

午前11時44分休憩

午前11時44分開議

○守屋委員長 再開いたします。

こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 それでは甲斐委員の御質問にお答えいたします。

子育て広場の請負工事の内容ということで御質問いただいております、工事の内容といたしましては、常設の子育て広場というのは3カ所ありまして、上柏原と桜台、あと福祉センターの中にある子育て広場3カ所ございます。そちらなんです、床面についてタイルカーペットというものが敷いてありまして、絨毯様のようなタイル敷になっているカーペットなんです、そちらのほうが菌の消毒についてコロナ対策ということで、消毒がしやすいようにタイルカーペットを拭き掃除がしやすい材質に替えるということで、そちらのほうの床面の改修工事を行います。それについては3カ所の広場のうち、のびのび広場という元児童クラブであったところの桜台ののびのび広場とにこにこ広場、福祉センターの中にある広場について改修をさせていただきたいと思っております。あと今回三密対策を避けるなどもありまして、空気の入替え等も必要なんです、エアコンが経年劣化をしております、そちらのエアコンについて機能が果たせるようなエアコンということで、今そちらを変更したいと思っております。あとは先ほど申しました福祉センターの中にあるのびのび広場なんです、こちらにつきましてはお部屋の中におむつ替えができるような場所ということで、一度廊下を出て公共の皆さんが使えるような複合施設になっている場所ですので、そちらでおむつ替えをしていたんですが、子供たちを廊下からというか、室内で安全にできるようにということで、おむつ替えのできる場所を室内に間仕切りをして造りたいと思っております。あと大きな改正でもう1つ、3つの広場とも手指消毒等は行いますが、蛇口等、お水等を使う際に自動水洗が使えるようにということで、今通常蛇口をひねってお水を使っているんですが、そちらを自動水洗に切り替える工事をしたいと思っております。

以上でございます。

○守屋委員長 よろしいですか。ほかに質疑及び意見のある方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 よろしいですか。それでは、以上で議案第73号についての質疑及び意見を集結いたします。

次に、議案第74号、令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。議案第74号について提案者の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 介護保険事業特別会計は、高齢福祉課の所管となりますが、介護予防業務を健康づくり推進課において実施している部分についての補正となりますので、健康づくり推進課で御説明いたします。

こちらは新型コロナウイルス感染症を最大限予防しつつ、高齢者の健康の維持増進を支援するため、保険事業の当初計画見直しによる予算の組替えとなります。

4、5ページを御覧ください。

組替え元は款3項1目1、0102通所型サービスと実施する、95万円及び款3項2目1、0104地域介護予防活動を支援する、59万5,000円、合わせて154万5,000円を減額し、組替え先として0102介護予防対象者を把握する、52万2,000円と0103介

護予防の普及啓発を行う、102万3,000円、合わせて154万5,000円の増額となります。

当初の計画では、虚弱な高齢者に対し、体力アップ教室を実施することとなっておりましたが、今年度前半においては7月7日に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令された影響により、高齢者に対する集団指導を見合わせる状況となりました。地域型体力アップ教室は全面中止、施設型体力アップ教室は上半期の実施を中止としました。そこで新しい保健事業として、対象を行政区単位から小学校区単位に拡大して、平成18年度から実施していました元気教室に替えて、生涯活発生活調査により、フレイル調査、予防支援を実施することといたしました。経費としては、牛久活発体操のDVD作成としての印刷製本費、調査の郵送費等となります。

以上です。

○守屋委員長 これより議案第74号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 よろしいですか。それでは、以上で議案第74号についての質疑及び意見を集結いたします。

次に、議案第76号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。議案第76号について提案者の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 議案第76号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回の契約は、令和2、3年度保健センター空調設備改修工事となります。

契約の方法は条件付一般競争入札、令和2年7月29日に行いました。

契約金額は2億6,378万円、契約の相手方は、関彰常信特定建設工事共同企業体です。工期は令和3年10月29日までとなっております。

この工事は、昭和63年に建設されました保健センター施設の長寿命化計画に基づき、老朽化の著しい空調設備の全面改修工事となります。附帯工事として屋上防水や屋外受変電設備変更等を実施するものです。また、保健センターが災害時の対策本部施設と位置づけられているため、災害時用の非常用発電機も新設するものとなります。

以上です。

○守屋委員長 これより、議案第76号に対する質疑及び意見を行います。

石原委員。

○石原委員 1点だけ確認をいたします。

最低制限価格、黒塗りにされておりますが、この最低制限価格を決定したのは、担当課もしくは保健福祉部で決定をしたのか、それともそうではないのか、その点について確認を求めます。

○守屋委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 最低制限価格は保健福祉部での決定ではなく、副市長、すみません、

今ちょっと調べます。

○守屋委員長 では暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時56分開議

○守屋委員長 再開します。

健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 失礼いたしました。

基準に基づいて計算をしたのは、担当課になりますが、その最終印をいただいたのは市長になります。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○守屋委員長 ほかに質疑ございますか。

遠藤委員。

○遠藤委員 この選定理由のときに、条件付一般競争入札とあります。条件とはどのような条件がついたのか、それと入札結果のところの失格という備考欄にあります。この理由について。それと財源構成2億6,378万なんですけれども、この財源構成について伺います。

○守屋委員長 答弁をお願いします。健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 順番がばらばらになりますが、すみません。

失格となったのは、最低価格よりも下回ったということでの失格になります。財源構成と条件付きというところ、少々すみません。

○守屋委員長 暫時休憩します。

午前11時58分休憩

午後0時00分開議

○守屋委員長 再開します。

健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 残り2点の質問についてお答えさせていただきます。

条件付ですが、地域特性だとかあとは牛久市の有資格者名簿に登録があることだとか、県内に本店があるということだとか、建築、建設業法第15条に基づく許可を得ていることだとか、過去15年以内に実績があることなどが示されています。

あと財源構成になります。こちらは県の起債である公共施設等適正管理推進事業債に90%を充填していて、それ以外は交付税措置30%入っているような状況になっています。

以上です。

○守屋委員長 ほかに質疑及び意見のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 よろしいですか。以上で、議案第74号についての質疑及び意見を終結いたしま

す。

ここで暫時休憩し、再開後討論及び採決を行います。

再開は12時15分ですよろしいですか。1時。（「そんなに要らない」の声あり）入替えだけ。じゃあ10分ね。12時10分といたします。

午後0時01分休憩

午後0時08分開議

○守屋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に討論がありましたら、御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 ありませんか。なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第73号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。どうも御苦労さまでした。どうもありがとうございます。

次に、意見書案第7号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第7号について意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で意見書案第7号についての意見を終結いたします。

続いて、意見書案第7号について討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第7号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第7号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。
以上で本委員会の議題の審議については終了いたしました。
お諮りいたします。

委員長報告の作成書は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 異議あり。どうぞ。

○遠藤委員 先ほどちょっと述べたんですけれども、総務の常任委員会で、eスポーツの件について閉会中の事務調査ですね、そういうものに入れたりとか、そういうことを意見として述べたいと思います。意見書の、そういう調査を入れてほしいということ。

○守屋委員長 この所管じゃないでしょう。

○遠藤委員 この所管じゃないけど、そこはまだ先ほど決まっていない、

○守屋委員長 じゃあ極端に言うとも全部が入っていてもいいんだ、休憩のまた休憩で、休憩します。

午後0時11分休憩

午後0時13分開議

○守屋委員長 再開してよろしいですか。

まず委員長報告書の作成については、委員長一任ということでよろしいですか。（「それはいいです」の声あり）それはよろしいですね。

それからeスポーツの件は閉会中の審査の中に加えるということを議長のほうに申し入れますということよろしいですか。それを検討しなければいけないんですけれどもね。いかがですか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 異議ある。じゃあ。

○池辺委員 eスポーツってみんなが言っているようなスポーツをやるわけじゃないわけですよ。

○守屋委員長 それは分かっているよ。

○池辺委員 それで例えば仮に生涯学習センターだからというけど、それでももしかしたらあその場所がエスカードもあるので、もしかしたらあそこが産経になるかも分からない可能性もあるし、今は総務かも分からないじゃないですか。それをなぜ教育民生になるかも分からないということで、それを入れて調査研究するんですか。それは例えば下ろされてからでいいんじゃないですか。そういうのをもし入れるのであれば。

○守屋委員長 どうぞ。

○秋山委員 遠藤委員のおっしゃること、よく分かるんです。私もじゃあeスポーツというものはどうなのかと言われたら、私はもう100%は賛成できないですよ。だからやっぱりそこるところから勉強して行って、どういう形になるかは分からないけれども、そこにやっぱり関わっていきません。やっぱりスポーツ。

○石原委員 いいですか。どうするか私がここで言うのもおかしいけれども、私の立場、両方あるわけですから、今、どうでしょう、そうしたら議会議員連絡会の中で、1回皆さんで議論、議題に挙げて議論してみたらどうでしょう。

○守屋委員長 それがいいでしょう、それが言いたかった。

○石原委員 いいですか。

○池辺委員 そういう申合わせで今日の議論は。

○守屋委員長 いや、それが一番いいでしょう。それが一番いい。

○石原委員 いいですか。

○守屋委員長 ここで話していてもしょうがない。

○遠藤委員 議事録に残る、これ。

○石原委員 よろしいですか、それで。

○池辺委員 それが一番いいでしょう。

○守屋委員長 じゃあもう1回初めから。

○遠藤委員 みんなで話し合うのが、再開してください。

○石原委員 再開しているんでしょう。

○守屋委員長 今再開している。

○石原委員 使っていないんだ。

○守屋委員長 じゃあ休憩を解きます。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は、委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 それとeスポーツの件については、議会運営委員会、全員協議会、（「委員長」の声あり）

○石原委員 eスポーツの件については、先ほども申し上げましたように、様々な意見がございますので、今度1回議員連絡会において議題に挙げて皆さんの意見を聞いてみたいと思います。いかがでしょうか。

○守屋委員長 よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 じゃあ全員賛成ということで、よろしく願いいたします。

それとあと最後なんでございますけれども、今日はもう本当申し訳ございませんでした。いろいろと。

これをもって教育民生常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時15分閉会